

## 公立・小中学校規模の標準に関する国・県の基準等について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日 文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、  
地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの  
規定は、中学校に準用する。

平成20年4月25日付，義教第228号で茨城県教育委員会教育長から出された  
公立小・中学校の適正規模にかかる指針において示された「小・中学校の適正規模  
の基準は，次のとおり。

小学校・・・クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が  
望ましい。

中学校・・・クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が  
望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が  
可能。）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27  
日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は，次の各号に掲げるものとす  
る。

（1）学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

（2）通学距離が，小学校にあってはおおむね4キロメートル以内，中学校にあ  
ってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する  
場合においては，同項同号中「18学級」とあるのは，「24学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に  
適合しない場合においても，文部科学大臣が教育効果，交通の便その他の事情を  
考慮して適当と認めるときは，当該学級数又は通学距離は，同項第1号又は第2  
号に掲げる条件に適合するものとみなす。

複式学級に関する茨城県の基準は，次のとおり。

【小学校】2つの学年を合わせた児童数が，

第1学年の児童を含む場合には，8人以下となった場合

第1学年を含まない場合には，16人以下となった場合。

【中学校】

学年にかかわらず，2つの学年を合わせた生徒数が，8人以下となった場合。